第 6 回環境影響評価審査会 事 務 局 資 料 令 和 2 年 1 月 28 日

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 計画段階配慮書に係る手続について

項目	内 容
対象要件	横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)対象事業
	条例第2条第2号に掲げる第1分類事業
	別表 11 運動施設、レクリエーション施設等の建設
	(2) 都市公園の新設
都市計画特例	[条例第44条第1項]
	都市計画決定権者が計画段階事業者に代わって手続を行う。
図書の提出	[条例第44条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条第2項]
	提出:令和2年1月9日
図書についての	[条例第9条]
公告	公告:令和2年1月24日
図書の縦覧等	[条例第9条]
	縦覧期間:令和2年1月24日~2月7日(15日間)
	縦覧場所:環境創造局環境影響評価課、
	旭区役所区政推進課、瀬谷区役所区政推進課
	公表等:横浜市立中央図書館、旭図書館及び瀬谷図書館において閲覧
	環境影響評価課ウェブページにおいて公表
	ツイッターで縦覧について告知
環境情報提供書の	[条例第10条第1項]
提出	提出期間:令和2年1月24日~2月7日
	配慮書について環境の保全に関する情報(以下「環境情報」という。)
	を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、環境情報を記載した書面(以
	下「環境情報提供書」という。)を提出することができる。
	(環境情報提供書は、持参、郵送又は電子申請により受付)
配慮市長意見書の	[条例第44条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条第1項]
作成	環境情報に配意して、配慮市長意見書を作成し、都市計画決定権者に送付
	する。
審査会への	[条例第44条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条第2項]
意見聴取	配慮市長意見書を作成するときは、審査会の意見を聴く。
	意見聴取依頼:令和2年1月28日
配慮市長意見書の	[条例第44条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条第3項]
公告・縦覧	配慮市長意見書を作成した旨を公告し、15日間一般の縦覧に供する。